

養父市農業委員会

第9回会議録

令和5年6月23日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第9回会議録

1. 開催日時 令和5年6月23日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第30号 農用地利用集積計画の承認について

議案第31号 非農地証明交付申請の承認について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

4. 出席農業委員（12名）

| | | | |
|----------|----------|---------|----------|
| 1番 谷垣重俊 | 2番 吉村英之 | 3番 藤原健次 | 4番 坂本光 |
| 5番 前川章 | 7番 珍坂聡 | 8番 圓山満 | 9番 山根達夫 |
| 10番 藤原義幸 | 11番 木下計介 | 12番 秋山博 | 13番 西谷英樹 |

5. 欠席農業委員（1名）

6番 濱田房子

6. 出席推進委員（8名）

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 14番 小林誠 | 15番 内田重雄 | 17番 荒木奈見 | 19番 藤本浩一郎 |
| 20番 栗田匡晃 | 21番 鎌谷壽三男 | 23番 宇佐見孝一 | |
| 25番 米田渡 | | | |

7. 欠席推進委員（4名）

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 16番 齋藤隆之 | 18番 谷村昭雄 | 22番 上垣美由紀 |
| 24番 井上勝雄 | | |

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : ただいまより第9回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中の現地確認は2班出いただき、ありがとうございました。

二、三日前から、雨が降り出し、やっと梅雨らしくなったかなと思っています。皆さん、田植仕事は終わったと思いますが、畑仕事などが、残っているかと思っていますので、頑張ってもらいたいと思います。

本日は、案件がたくさんありまして、また、この後、情報部会や、タブレットの操作研修があります。本日は、皆さん、慎重審議、議案のほうよろしくお願いいたしたく思います。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告をいたします。本日の農業委員の出席、13名中12名でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員については、8名の出席ですので、あわせて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。

山根会長にお願いをいたします。

議長 : 失礼します。養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の前川委員と7番の珍坂農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第30号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第30号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は、令和5年7月3日を予定しています。1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が16,355平方メートル、10筆。畑はありません。合計も同じく16,355平方メートル、10筆です。利用権の設定を受ける戸数は8戸、設定をする戸数は5戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、解除条件付使用貸借権が7筆、12,552平方メートル、賃貸借権が2筆、3,013平方メートル。そのうち新規が1筆、797平方メートル、再設定が1筆、2,216平方メートル、解除条件付賃貸借が1筆、790平方メートルとなっております。

利用権の始期は、公告日からで、契約年数別に見ますと、2年契約が6筆、

11,314平方メートル、3年契約が1筆、2,216平方メートル、4年契約が1筆、1,238平方メートル、5年契約が1筆、797平方メートル、10年契約が1筆、790平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

2ページの番号3番から4ページの番号8番までが、一般法人による解除条件付の使用貸借もしくは賃貸借となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第30号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第31号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 5ページを御覧ください。議案第31号、非農地証明交付申請の承認についてです。1番、別宮の土地6筆で、面積が3,330平方メートルです。所有者は別宮の方で、非農地の理由としましては、平成11年頃から原野化、山林化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、10ページから23ページとなっております。

6ページを御覧ください。2番、上野の土地1筆で、面積が76平方メートルです。所有者は京都府福知山市の株式会社で、非農地の理由としましては、昭和51年頃から公衆用道路化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、24ページから28ページとなっております。

3番、八鹿町朝倉の土地1筆で、面積が82平方メートルです。所有者は、八鹿町朝倉の方で、非農地の理由としましては、昭和46年頃から宅地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、82ページから86ページとなっております。

7ページです。4番、大坪の土地1筆で、面積が849平方メートルです。所有者は、神戸市北区の方で、非農地の理由としましては、平成10年頃から山林化しており、現況に合わせた地目変更したいとのことです。関連ページは、87ページから91ページとなっております。

5番、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が518平方メートルです。所有者は愛知県名古屋市の方で、非農地の理由としましては、昭和57年頃から雑種地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、92ページから96ページとなっております。

8ページを御覧ください。別宮の土地2筆、草出の土地3筆、丹戸の土地20筆で、面積が12,971平方メートルです。所有者は丹戸の方で、非農地の理由といたしましては、昭和40年もしくは昭和50年頃から、雑種地化、宅地化等しております。記載のとおりでございます。現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、29ページから81ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。

番号1番の別宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。それでは、別宮の件、10ページを御覧ください。丸印が位置です。これは、葛畑から高原に抜ける道が中央、下の太い線が道です。ページ上の丸印、11ページの航空写真も同じような状態で丸印をしています。12ページ御覧ください。ドローンにより撮影した写真です。番地が7、8、21です。現況の写真が14ページ。今月初めに現地を見ますと、こういうススキが枯れたような感じで、4枚写真が出ています。年数の割にしては、雑木は生えていないように感じました。

次は、15ページ、これは葛畑から高原に向かう道が太い線です。別宮の村の入り口から北方向です。航空写真も、16ページの赤い印のところ。現状写真は18ページ、128-3が59平方メートル、128-4が390平方メートルです。杉の木や柿の木などが生えている状態です。

3筆目が19ページ、別宮の村の南側に相当する部分です。丸印を、場所を表示しております。航空写真は、20ページ、中央に、赤線で囲っている番地です。現地写真は22ページ、赤線で囲っている場所です。手つかずの状態、木が1本生えているようなところ。以上です。

23ページに、始末書として書かれていますが、20年以上前から手つかずの状態であるということで、あと、次男の方が後を継いで見られるということで、地目を変更して相続するという。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。午前中に現場を見てきました。始末書にも書いてあるんで

すが、道なき道のようなところを遠くまで行くような、現場です。すぐそばまで行くということはほとんどできないような現地ばかりでした。藤原委員が言われたように、耕作をしていなくてもしばらくは手入れをされていたのかなと感じました。現地写真を見ますとあまり荒れていないといいますが、二十数年もほったらかしたようには見えない写真が貼付されております。しかし現場に行くには、非常に狭い道を通っていたということで、以前は、いわゆる乗用でない管理機、耕運機、田植機、バインダーとか、そういうもので耕作をしていたのだらうと思います。大型化した機械はもう全く入ることができないような現場ですので、今回のこの非農地化はやむを得ないことだというふうに思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。今、説明がありましたとおり、この別宮の議案につきましては、山間地にある土地になります。特にアラ田の3地につきましては、杉林の中を細い道を通り抜けて尾根を越えて、近いと市の境を越えたような感じのところに水田でして、そこが市の境が一応、尾根を越えて下った谷が境になっております。現状から見ても、非常に耕作される方の自宅から遠いところにありまして、耕作の不便地で、機械も行きにくいようなところで、荒れてしまったのは仕方ないのかなと思えるところでした。

それから、岡田の土地につきましては、少し近いんですけど、そこも耕作するための道が非常に不便な道しかありません。それから、もう1点のヲカのこの664につきましては、これは場所的には少し近いんですけど、以前から耕作ができていない状況で、本人さんの申請のとおり、もう二十数年以上耕作がされていなくて、非農地証明として確認することが適当な土地だと思いましたが、以上で報告させていただきます。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第31号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の上野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。24ページの位置図を御覧ください。丸印のところ申請地になります。国道9号線のはさまじ峠を朝来市の方面に少し下っていったところに、25ページの航空写真を見ていただいたら分かりますが、本屋さん、今、縫製工場の前の赤い印のところですが、この赤い印が、27ページの現況写真と比べると少し形が違うように見えるんですが、26ページの字限図を見ていただくと、27ページの現況写真が近いのかなという感じが分かります。まさに荒廃しているとか、原野化しているとかいう問題ではなくて、現在、国道9号線が通っています。もうかすっているとかじゃなくて、まさに国道9号線ということなので、もうこれは明らかに非農地証明を受理していいものではないかと思えます。28ページに始末書があります。所有者の方が書かなければならない始末書なのかなというような内容です。国道9号線を延伸する当時には、こういうふうな土地というかが、まだまだ出てくるのではないのかなというような話も出ておりました。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。私も先ほど圓山委員が言われたように、一緒で見させていただいております。現状というのが、先ほど説明がありましたように、道路上にあります。国道9号線上にこの土地があるというような状況ですので、これはもう認めざるを得ないんじゃないかなという思いがしておりますので、御審議のほうよろしく願いいたします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

14番、小林委員。

小林推進委員： 国道の上に私有地があったら、私有地を、例えば何かで区切っちゃったら、通れるような、それは国のあれじゃないでしたっけ、農業委員会ではなく。

事務局： ありがとうございます。よくよく今回こういう事案が出てきて、今、地目としては農地として残っている状況でございます。一旦、こちらのほうで非農地証明をさせていただいて、会社のほうは地目を変えると。その後は、やはり国

交省に掛け合うということで、今後は多分、恐らく寄附行為とか、そういったことが発生するのかなと思います。実は、この後の議案にも一部公衆道路化しているところもあります。そこの会社の方も、そこは県道なんですけども、県道のほうにしっかり掛け合うということをおられましたので、そういった筆、今回見受けられたので、今後もしかしたら出てくるかなと思います。

小林推進委員： それは農業委員会にかけなあかんということですね。分かりました。

藤本推進委員： そういうのって、国交省の職権で登記できると思う、現況が道路であれば、できるはずだと思うんですけど。

事務局： 先ほどの藤本委員の御意見は私も、これを決裁するときそう思いましたので、本来はそうするべきであるけども、御本人がされてもいいですかというのを、御本人、申請者のほうには確認をさせてもらいましたら、申請者のほうから、そういう事情があってもお願いしたいということでしたので、お受けさせていただいたということでございます。通常、一般的には、買収が起こった場合は、国交省や兵庫県、あるいは養父市が登記をするべきものだと考えておりますが、きっちり、こういった登記がなされずに残っているものも結構ございますので、そういったものが出てきた場合は、これ、本来は、国や県でされるものなんですけども、大丈夫ですかというのを確認した上で、それでもお願いしたいということであれば、お受けするというふうに考えております。

藤本推進委員： そうなると、ここの土地は個人の所有権があるということ、農業委員会が認めたということになりますよね。そうなると、またこの方は国に再度、もう一回、多分、土地を提供されていると思うんですけど、買収されていると思うんですけど、再度、購入してもらうことができるという可能性がありますよね。それを強く言うために農業委員会にかけて、自分の所有権を認めると、認めさせるということも考えられるんじゃないですか。そういうことに農業委員会が加担しないほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局： あくまでも非農地証明の場合は、地目変更を認めるかどうかということでございますので、この地目変更をしてもいいか悪いかという判断の上でさせていただくので、所有権云々はもしかしたら、売買が既に終わっている可能性もありますが、ちょっとその辺のところまでの事情をこちらは確認するところまではしておりません。あくまでも非農地証明は農地法の2条の農地に当たるか当たらないかの判断をしています。

議 長： 暫時休憩します。
(暫 時 休 憩)

議 長： それでは、再開いたします。
この件について、質疑はほかにありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第31号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号3番の八鹿町の朝倉の件について、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 位置は、82ページです。場所はトライアルから真つすぐ山に進んでもらって、朝倉の橋を渡って上がったところです。航空写真も83ページ722-1で、赤で囲ってあるところです。字限図は84ページになります。現況写真が85ページにあるとおりで、現在は宅地の一部になっています。非農地証明で相当かと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。午前中、現地を確認させていただきました。担当委員さんが、詳しく説明をされましたとおりです。昭和46年頃に、申請地宮ノ下722の1番地は、50年以上前から宅地化として使われておりました。今回、見させていただきました。家ももうこの時点で建っておりますので、再生することはもう無理です。現況地目に変更することは妥当だというふうに思われますので、あわせて始末書も提出されております。以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 失礼します。85ページの写真のとおり、現況は宅地状態になっております。多分、固定資産評価か何かで、地目が畑になっていたのを気づかれて変更されたと思います。また、よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第31号の3番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議 長： 挙手多数と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の大坪の件について、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願いします。88ページの航空写真を御覧ください。航空写真の中央に、北から南に走っているのが県道養父宍粟線の大坪地区になります。その写真の道路の、これでいうと左側になります。小山のようにぽつんと緑の部分があって、その下に赤く囲まれた場所が、今回の申請地になります。90ページを御覧ください。上の写真、きれいに刈り払われて、全体像が分かるようになっておるんですか、これは、願い出人から所有権を受け継がれる方が、この立会いの前に草を刈ったそうです。傾斜もすごくて、本当に山林の中、昔の方はよくこんなところに畑、何を作っておられたんかなと思うような場所になります。始末書もしっかりつけられておりますので、もう非農地相当ではないかと思しますので、審議のほう、よろしくお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは御苦労さんでした。87ページ、この小山というのが、十数年前に丸山公園がありました。申請地の上の山が、公園に附属しています。その下に、先ほど言われた土地がありました。願い出人は神戸に出られて、この大坪からも、墓じまいもされて、土地も始末したいと、身ぎれいにしてこの大坪から出るということを言っておられました。ということをお聞きしました。だから、土地も全部処分したいということで、今回、証明を取ら

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。
ほかに質問のある方ありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第31号の4番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号第5番の八鹿町大森の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。位置図としましたら、八鹿の駅前から交番のどこを豊岡向きにしばらく行ったところの山側になります。92ページの黄色で囲ってあるところです。航空写真で見たら、見えにくいですが、上の赤い線で囲ってあるところでございます。現況写真としましたら、95ページにある赤で囲ってあるところです。いろいろ調査した結果、現在の状況が分かったということです。始末書と顛末書に詳しく書いています。見るからに、もう上が墓になっていて、現況は農地に再生するのは無理かなと思いますので、審議のほう、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 先ほども説明があつたんですけども、95ページの写真をご覧ください。一つ上のほうに、道路ができるようです。それに伴う土地ということで、この写真では45-1と44が道路にかかるようです。この後、道路がつく関係で、この土地の、払下げや所有権移転をしたいという意向のようであります。ですから、私としても、いろいろと考えましたが、この現場自体は、もう水稲も、それから畑作もできるような状態ではありません。ですから、そういう利用にされるということは致し方ないのかなという思いがして、皆さんの御同意をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 現地は整備されており、草が生えていまして、平地にはなっております。始末書、顛末書がついているのは、昔の口約束の売買というふうに伺っていらしたので、なかなか登記ができなかったのも、そういうふうに発行されたと思っておりますけども、その辺は農業委員さんのほうで判断、よろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第31号の5番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の別宮、草出、丹戸の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。場所が広範囲です。別宮から高原、草出、丹戸というような範囲です。25件ありますので、順次、説明させていただきます。

29ページ、中央に丸印をしています。これは1490と1494、30ページの航空写真で赤丸をしています。32ページが現況写真です。畳を敷いている上の段が1490、その下に道路がついて、その下に1494の土地がございます。この辺は草と雑木が生えている状態です。

33ページ、これは県道87号線で、右側が関宮側、左側が丹戸側です。航空写真は34ページ、これも右側が関宮、左側が丹戸です。番号2番の上野の件と同じような状態で、県道が通っております。36ページの写真を見てください。県道の北側、赤の三角と県道、それから県道から南側が、柿の木と囲んだような状況です。

丹戸の家ノ脇58、37ページの中央、丸印です。これは、丹戸川が黒く描かれていまして、その左側です。航空写真が38ページ、赤印で矢印をしているところが58です。現状写真は40ページ、赤枠の部分です。

前田129-1、位置図は県道87号線の横に丸印をしています。航空写真でも赤丸と矢印をしているところですね。現状写真が44ページ、もう車庫が建てられ、赤線で囲っているところですよ。

45ページ、黒い線が中央に上から下、これが丹戸川です。グラウンド左側のところ丸印です。航空写真でいきますと、下、矢印が3つ描かれている部分です。現状写真が、1121-1、墓地、それから写真、下側が1122-3、碎石が敷かれた状態です。

51ページ、489と540。これは先ほどの墓地側の道からということは、丹戸グラウンド、こちらから谷を隔てて見た状態です。この位置図の中央部分がいうたら、丹戸のスキー場があったところですよ。次の航空写真、52ページ、矢印で描いていますように、2か所です。489と540の位置を航空写真で見ることができますし、墓地のところから確認しております。その部分が55ページの写真のような雑木等、草に覆われております。

585、これは先ほどの番地よりも北側に相当する部分です。位置図は丸をしています。航空写真は、三角状の赤枠、矢印があるところですよ。現状写真は、59ページ、草と大きな木があります。

60ページ、769から773、航空写真でも矢印で印をしています。現状写真、畑の奥側ですので、山林の状態です。

64ページ、863、位置図を見ますと、中央に丸印をしております。航空写真でも矢印のところ、赤で一本線を引いたような、ここが現地ですよ。写真でいきますと、67ページ、林の下側、道から下ですけど、赤枠で囲っている範囲ですよ。

68ページ909-19、909-20、909-21です。航空写真、69ページ、赤線で囲っているのは、909-19、909-20、909-21です。現状写真、上も下も同じ位置ですけど、上の図で、右側に1本、木があります。その奥にちょっと一つの線が、白っぽい線が入っていますが、これは冬用のリフト、ベルト式のリフトということで、これが、21を通るような感じで、ここが、初めて見ると、畑ができるんじゃないかというような感じをしてございましたけど、スキー場のゲレンデに使われて、シーズン前には草刈りをするというような感じで、耕作は全然されていません。

911-1、72ページ、グラウンドがありまして、グラウンドの上ですよ。航空写真でいきますと、グラウンドの上が赤で囲っています山林ですよ、その状態ですよ。現状写真は、グラウンド側から写して、山林を赤線で囲っております。現状は、80ページ、丹戸に上がる坂道のところの左側にある、これが下の写真ですよ。1158、これが山林になっております。

以上、25件ですか、御本人は、息子さんに贈与ということで、非農地に願い出ていまして、相続をするということです。始末書も、番地ごとに年号も書かれたりしておりますので、非農地相当かと思っておりますので、一つよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今日、現地を見させていただきました。8ページ、9ページを見てください。大字というのはほとんどの方が御存じですけど、字というところで、これを今日、聞いてきました。丹戸のところの井上と書いて、これは「いがみ」と読むそうです、「いがみ」。「いのうえ」ではなしに「いがみ」。下から4つ目ですね、8ページの下から4つ目、「いがみ」。それから、次の9ページの大字丹戸のその横の字、これは末里（すえざと）と読むそうです、「すえざと」。それから、2段目のところ、小谷（こだに）と読むそうです。それから、ずっと真ん中辺りのところ、蔵ノ前の下ですね、これは揚座（あげさ）と読むそうです、「あげさ」。それから、次は西横角（にしよこづみ）、それから、下から3つ目、丹戸の、これは越中（えっちゅう）と読むそうです。こういうように、それぞれ字、小字については、それぞれ昔からの歴史があっようなっていると思います。

先ほどの担当農業委員から丁寧に説明がございました。公衆用道路になっているところ、あるいはスキー場のゲレンデになっているところ、あるいは山林にもうなってしまうところ等々ございましたが、一番気にかかったのが、9ページにある西横角の909の19から21です。先ほど御説明でも、ゲレンデということで、始末書にもそう書いてございます。さらに詳しく見てみますと、909の21というところが、これが先ほどもありましたが、ムービングベルトというのが今現在も残っていて、それに使われているということです。この地図をちょっと見ていただいたら、私一番、これ気になったんですけど、69ページの航空写真をちょっと見てください。確かにスキー場にあるんだけど、きれいに区画が整理されておって、たくさんの地権者の方がおられるようです。その中で今日、現地を見ましたら、確かに909の21というところは、これはムービングベルトが設置されていました。その下の20とか19というのは草が刈られていましたけれども、畑にするにはちょっと難しい状況だなということを感じました。地権者の方々がもう全て冬場はゲレンデとして提供をしているという状況です。この申請者の方は始末書にも書いてありますように、農業というようなことはもう全然されていない、放棄されているというような形になっています。それを今度、息子さんに渡されるということの中で、息子さんも農業はされていませんし、だから、なかなか地権者で復帰をするというのは難しい状況であるし、山林化しているところは大半であるという状況から考えたら、この今の69ページのがちょっと気になりますけれども、それも現地を見たら、畑としての活用は難しいだろうなという、私はそう感じましたので、全て、この申請に上がっているところについては、非農地としてもいいんじゃないかな

というふうに思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。ただいま谷垣委員からもおっしゃられたとおり、昭和40年代から50年代に、ほとんどのところが農地以外の目的に使われとったということで、どの土地も20年以上、農地以外の活用をされとるようです。現況的に見ても、ほかの農地に対する支障があるわけではないと思いますし、農地として今後活用することが妥当だとは思える地域ではないということで、現況を鑑みた中で、非農地として取り扱うことが妥当だと思ひましたので、報告させていただきます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なし認め、議案第31号の6番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第32号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 失礼しました。97ページを御覧ください。議案第32号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は112.39平方メートルです。申請人は養父市八鹿町八木の方で、居宅に隣接している申請地内に、カーポートを建設することが転用の目的です。関連ページは98ページから101ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。それでは、番号1番の八鹿町八木の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基

準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域の中にあり、農地の集団性がないため、原則、転用が可能となる第三種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願いいたします。午前中、担当委員の方、たくさんの方の中わざわざ見に来ていただきまして、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。それでは関連ページは98ページから約101ページになります。よろしくお願いいたします。

まずは、申請地ですが、98ページの見取図を御覧ください。国道9号線の八木のバス停から八木地区内、下向きに下がるわけですけど、南下して約100メートル下がっていただきますと、市道八木線、その突き当たりのお宅の前の、その家の前が申請地になります。写真は99ページ、101ページに載っておりますので、見ていただければ、100ページの字限図を御覧ください。図では分かりませんが、申請地と、それから申請地の南側、農業用水路とは、この写真ではちょっと分かりづらいんですけども、高低差が約1メートル以上あり、その用水路から下流の農地に水を流しているわけでありましてけれども、基本的に1メートル以上上側にあり、水路とはほとんど関係のない農地になっておりますので、問題ない状況であります。次に、101ページの図面になります。申請地の写真ですけども、この中央、奥側にある、農地の中央部分にカーポートを設置されます。両脇には少しスペースが、地図を見ていただいたら分かると思うんですけど、少しスペースが空くわけなんですけれども、この部分も家族が少し増えられて、車等も増えたということで、同じようにカーポート以外、両側も駐車場として活用されるというようなことも言っておられます。今回、そのような活用の仕方です。そして、隣接の方への御迷惑も考えて、説明もなされております。また、同意書なんかももらって提出されております。問題のない案件かと思われまして、よろしく御審議のほう、お願いいたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今、秋山さんのほう、詳しく説明がございましたので、省略させてもらいますが、全然他人さんに迷惑もかかるようなものではなく、よく考えておられまして、周辺に与える影響というものも考慮しておられますし、何ら問題はございません。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認をしてきました。秋山委員と吉村委員の説明のとおりでございますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第32号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 102ページを御覧ください。議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。申請番号1番、養父市八鹿町伊佐の土地1筆、面積は265平方メートルです。譲渡人は、養父市八鹿町伊佐の方、譲受人は、養父市八鹿町浅間の方です。申請地内に一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは103ページから108ページです。

申請番号2番、養父市養父市場の土地1筆、面積は2,876平方メートルです。譲渡人は養父市藪崎の方、譲受人は大阪府大阪市の株式会社です。譲受人は、申請地の隣接地に製造業を営んでおりますが、生産台数の増加に伴い、申請地内にコンテナ置場及び車両待機場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは109ページから115ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町伊佐の件について、事務局から農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に隣接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど説明がありましたが、103ページの写真を見ていただいたら、赤い印があります。そこが現地で、上のほうに申請地といって矢印がしてありますので、御確認をいただきたいと思います。ページの左には、伊佐のこども園がございまして、この田んぼ自体は周りを家に囲まれたようなところがあります。同意書につきましても、その隣の田んぼを持っておられる方、加藤さんと言われるんですけども、その方とか、それから区長さん、それから農会長さんの同意書も取ってあります。そういった意味で書類上は別に問題ないと思いますので、御審議をいただきまして、許可をお願いしたいなというふうに思います。

御審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど地元農業委員さんから大変丁寧な説明を受けました。同意書も全部取れていますし、分筆もちゃんとできとりますというので、これはこのとおりの申請で許可のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第33号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の養父市場の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中にある農地でしたが、去年の除外申請があり、今年4月21日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。圃場整備を実施し、農地の集団規模が10ヘクタール以上であるため、原則転用が認められない第一種農地となります。しかし、この例外を規定しております農地法施行規則第35条第5項における既存施設の2分の1を超えない施設の拡張に該当するため、許可の対象となります。一般基準については、資力、信用について、同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響に問題がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今事務局から説明がありましたけれど、場所は、右岸道路の山本運送の前を下りてもらいまして、それから左に200メートルほど下ったところに上杉輸送機という大きな敷地の、大きな会社ができております。申請地はこの会社の近くにあり、所有者のお父さんが亡くなられ、耕作する人がいなくなりました。事務局の説明のとおり、上杉輸送機さんが、トラックの出入り並びに交通の安全、また山本運送から出てくる車、入ってくる車とかを考えよったら、どうしても自分ところにも影響及ぼすので、求められるものなら求めて、そして、営業を続けたいという上杉輸送機さんの意向のとおり、このたび敷地内にトラックを待機させるというような方向を考えられまして、求められた次第でございます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。今、担当農業委員さんが言われたとおりの詳しい説明をされ取りましたので、そのとおりなんですけれども。109ページの地図を見ていただいたら、真ん中を走っているのが、農業用の道路なんです。幅の広い、非常に農業をするには最高のいい場所になると思います。日当たりもいいですし、大変道幅広く、水路もしっかりしています。水の流れもあり、他の農地への問題もほとんどないようなところに、ここを農地から外すのは何かもったいないなど、惜しいなというような感じもありましたが、書類上も一切不備も何もありません。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。今、御説明あったとおりなんでございますが、110ページの航空写真を御覧いただきたいと思ひます。現地は皆さん方よく御存じではあるかと思ひますが、縦向きに右岸道路が入っておりまして、途中から、山本運輸のところを田んぼの中に入っていくという、これ、今、農道と言われまされたけど、これは産業振興道路でございます。今回、転用するに当たりまして、一番大きな利用の関係から、影響を受けますのが、隣の1071番地の田んぼではあるかと思ひております。申請地と道路との間に用水路、そして、申請地と既存のコンテナ置場の間に排水路が入っております。用水については確保されると思ひますし、排水路につきましても、仮に申請地と既存のコンテナ置場との間を払下げを受けられまして、宅地にされましても、排水につきましても、下流に隣の田んぼが下流向きに排出されますので、何ら問題はないというふうにかんがえておりますので、よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第33号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 116ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてです。届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は495平方メートルです。貸人は、養父市八鹿町八木の方、借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は、令和5年6月8日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は借人と違う方に所有権移転を予定されております。

届出番号2番、養父市玉見の土地2筆、合計面積は2,364平方メートル、貸人は、養父市佐近山の方、借人も養父市佐近山の方です。合意解約年月日は、令和5年5月15日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者の方が管理されることとなります。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 117ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。届出番号1番、養父市大藪の土地1筆、面積は1,239平方メートル、賃貸人は豊岡市の方、賃借人は養父市大藪の株式会社です。合意解約年月日は、令和5年4月21日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作されます。

届出番号2番、養父市大藪の土地1筆、面積は2,916平方メートル、賃貸人は京都府京都市の方、賃借人は養父市大藪の株式会社、合意解約年月日は、令和5年4月21日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

届出番号3番、養父市大藪の土地1筆、面積は1,744平方メートル、賃貸人は大阪府豊中市の方、賃借人は養父市大藪の株式会社です。合意解約年月日は、令和5年4月21日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので今後は備考欄の方が耕作をされます。

届出番号4番、養父市養父市場の土地1筆、面積は2,725平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は養父市大藪の株式会社です。合意解約年月日

は、令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作されます。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。
番号1番、堀畑の土地8筆で、1,457平方メートルです。譲受人は豊岡市の方、譲渡人は西脇市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月30日、許可日が6月5日となっています。
2番、八鹿町八木の土地3筆で、412平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月8日、許可日が5月16日となっています。
3番、大屋町蔵垣の土地3筆で、1,910平方メートルです。譲受人は西脇市の方、譲渡人は千葉県松戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月8日、許可日が5月16日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で、第9回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 珍坂 聡

署名委員 前川 尊